

MFJ 公認競技会主催者およびエントラント各位

財団法人
日本モーターサイクルスポーツ協会
ロードレース委員会

2007 国内競技規則書の規則改定について（即時適用）

さる、7月5日のロードレース委員会において、黄旗区間における罰則について審議の結果、以下のとおり国内競技規則書を改定することになりました。

1. ロードレース競技規則 黄旗提示区間に罰則の改定について

該当規則：国内競技規則書 付則4 ロードレース競技規則 31項 違反に対する罰則（p95）

<変更前>

31 違反に対する罰則

31-2-3 黄旗提示区間における違反には下記罰則を適用する。

31-2-3-1 ~~追い越し：黄旗提示区間における追い越しについては、最大失格の罰則が与えられる。~~

~~罰則決定にあたり大会審査委員会は違反の内容により、裁量決定する。~~

~~31-2-3-2 コースアウトまたは転倒：失格及び資格停止2ヶ月を国内規律裁定委員会に上申することができる。~~

31-2-3-2 2 事故を起こした場合、失格及びライセンス停止（最低2ヶ月）を国内規律裁定委員会に上申することができる。

<変更後の規則>

31-2-3-1 黄旗区間における危険行為（追い越し・転倒・コースアウトなど）

黄旗区間における危険行為については、最大失格の罰則が与えられる。罰則決定にあたり大会審査委員会は違反の内容により、裁量決定する。

31-2-3-2 危険行為を原因とする事故を起こした場合、ライセンス停止（最低2ヶ月）を国内規律裁定委員会に上申することができる。

変更内容：

1) 31-2-3-1 項と 31-2-3-2 項の二重線部分を削除し、上記（赤字アンダーライン部分）を改定し、条項No.は、「31-2-3-1」とする。

注釈 31-2-3-1 項の斜字二重線部分は、3月6日付けプレスリリースにて改定部分

2) 31-2-3-3 項は条項No.を変更し「31-2-3-2」項とし、「危険行為を原因とする」を追記および二重線削除

変更に関する説明：

安全性と公平性から黄旗区間の違反には、国内競技規則に厳重な罰則を記載することにより黄旗順守を周知徹底を図ってきたところであり、今後も更なる順守を期待して運用してまいります。元々黄旗区間の違反には過失、危険回避を含む複雑な要因がある上、予選形式・回数変更など環境変化も加わり、従来の国内競技規則への記載では罰則が硬直化し、本来の大会審査委員会の機能が損なわれることも危惧されます。

よって、今回の改正により違反内容の検証と罰則軽重決定は大会審査委員会に委ねられるように文言修正をいたしました。尚、罰則の軽重については大会毎に不合理な差異が生じないように統一基準により裁定することにしております。

Motorcycle Federation of Japan (MFJ)

財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

〒104-0045 東京都中央区築地2丁目11番24号第29興和ビル別館

Tel: 03-5565-0900 Fax: 03-5565-0908 Email: mfj@mfj.or.jp